

～ 車両や所有者に変更があったときは…

変更届をお忘れなく！～

軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。
所有者の住所が変わったときや、車両の名義が変わった（所有者が死亡した）とき、譲渡したときなどの場合は、すみやかに登録事項の変更手続きをお願いします。
 （手続き先は、次の税率表をご覧ください）

軽自動車税（種別割）の税率表

① 二輪車・小型特殊自動車など

種 別		税率（年額）	登録事項の変更手続き場所
原動機付自転車	1 原付一種（総排気量 50 cc以下）	2,000 円	大江町役場 税務町民課 町民税係 TEL 0237-62-2119
	2 原付二種乙（総排気量 50 ccを超え 90 cc以下）		
	3 原付二種甲（総排気量 90 ccを超え 125 cc以下）	2,400 円	
	4 三輪以上のもの（総排気量 50 cc以下）…ミニカー	3,700 円	
	5 特定小型原動機付自転車	2,000 円	
	6 原付一種（125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下）	2,000 円	
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	2,400 円	東北運輸局山形運輸支局 TEL 050-5540-2013 山形市大字漆山字行段 1422-1
	その他のもの	5,900 円	
二輪の軽自動車（総排気量 125 ccを超え 250 cc以下）		3,600 円	
二輪の小型自動車（総排気量 250 ccを超えるもの）		6,000 円	

② 三輪及び四輪の軽自動車

車両条件によって異なる税率が適用されます。

車検証に記載された「最初の新規検査」の年月から判定されます。

ここを確認

自動車検査証

車 両 番 号	交 付 年 月 日	初度検査年月	自動車の種別	...
山形 50 あ 1234	平成 〇〇年〇月〇日	平成 〇〇年〇月	軽自動車	
車 台 番 号	乗車定員	最大積載量	車両重量	...
AB21S-123456	4人	—kg	〇〇〇kg	

〔裏面をご覧ください。〕

種別				税率（年額）			登録事項の
				電気自動車・天然ガス自動車・ガソリンハイブリット自動車等および被けん引車を除く			変更手続き場所
				① 平成 27 年 3 月 31 日 までに最初の新規 登録をした車	② 平成 27 年 4 月 1 日 以後に最初の新規 登録をした車	③ 最初の新規検査 から 13 年を経過 した車両 ※（重課税率）	軽自動車検査協会 山形事務所 Tel 050-3816 -1835 山形市立谷川三丁目 3553 番地
軽自動車	三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円		
	四輪	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	
ボート・トレーラー				3,600 円			

<<重課税率>>

平成 28 年度から、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪および四輪の軽自動車には、重課税率が適用されています。

令和 7 年度の重課税率の対象は、平成 24 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両です。

令和 7 年度の重課対象	車検証に記載されている初度検査年月が「平成 24 年 3 月」以前
令和 8 年度の重課対象	車検証に記載されている初度検査年月が「平成 25 年 3 月」以前
令和 9 年度の重課対象	車検証に記載されている初度検査年月が「平成 26 年 3 月」以前

■グリーン化特例（軽課）

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた一定の性能を有する三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る）については、令和 7 度分の軽自動車税（種別割）に限り、軽課税率が適用されます。（※令和 5 年 4 月 1 日以降に新規検査を受けた車両より新基準が適用となります。）

種 別				税 率（年額）		
				④75%軽減 電気自動車・天然ガス軽自動車 (平成 21 年排出ガス 10% 低減又は平成 30 年排出ガス 規制適合)	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★★) 又は 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成、かつ以下の要件を 満たす車両	⑥25%軽減 乗用(営業用)：令和 2 年度燃費基準＋ 令和 12 年度燃費基準 90%達成車
三 輪				1,000 円	2,000 円	3,000 円
軽自動車	四 輪	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	2,700 円	-	-
		貨物用	営業用	1,000 円	-	-
			自家用	1,300 円	-	-

⑤、⑥は、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。
 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄をご覧ください。